

公布された規則のあらまし

佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例施行規則（規則第 64 号）

- 1 この規則は、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 地域共生ステーション設置届等の様式を定めることとした。（第 3 条及び様式第 1 号～様式第 3 号関係）
- 3 非常災害対策の措置を講じる旨の勧告に従わないときに公表する事項を定めることとした。（第 4 条関係）
- 4 立入調査をする職員の身分証明書の様式を定めることとした。（第 5 条及び様式第 4 号関係）
- 5 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。